

社会保障・税一体改革大綱(2012年2月17日閣議決定)から、在宅医療と地域ケアシステムの推進は明確である。医行為としての理学療法は、どこに住んでいても、「治す医療」と、その人らしく尊厳をもって生きられるよう「支える医療・介護」の双方において、適切に受けられる社会保障として不可欠である。しかしながら、各種制度の複雑さなどのため、急性期・回復期後の外来理学療法の提供は、十分あるいは適切とはいえない。

そこで本特集では、外来理学療法の総論とともに、疾患・障害に対応した外来理学療法を紹介する。

■外来理学療法の意義と今後の在り方(大工谷新一論文)

外来理学療法においては、種々の他職種・業態との競合やレセプトの返戻等を考慮すると、理学療法の位置づけの明確化が必要で、単なる消炎鎮痛処置なのか、指導料のみでは対応できないのかを明確にすることが大切である。今後の代替戦略としては自由診療での仕組みも考慮されるが、利用者(患者)、理学療法士、経営者の各視点と社会情勢を考慮して、最も適切で効果的な仕組みを選択し介入していくことを心がけなければならない。

■脳卒中疾患患者に対する外来理学療法(権藤大介論文)

近年、変化する医療情勢や社会福祉の動向に伴い、外来理学療法は、維持期リハビリテーションだけでなく、回復期リハビリテーションとしても役割を担うようになってきた。脳卒中疾患患者に対する外来理学療法の役割として、プログラムの立案と実践、定期的なチェックなどが挙げられるが、長期的な外来リハビリテーションが問題視される今日では、狭義の理学療法だけでなく、患者と地域社会を繋ぐ包括的な役割としての展開が期待される。

■運動器疾患患者に対する外来理学療法(市川和人, 他論文)

外来理学療法は、時間的制約下で、迅速に問診—評価—治療を遂行することが重要となる。互いの満足感を高めるためには、運動器疾患患者の評価で、患者の症状や徴候、思考や行動、その背景などについて推論していく必要がある。理学療法士としての十分な専門的知識とともに、運動機能障害の状態を識別する能力が重要となる。そのためには、「知識・判断・行動」に加えて「修正」の考え方を身につけていかなければならない。

■神経難病患者に対する外来理学療法(金城三和子, 他論文)

外来において理学療法を受ける患者は年々増えつつあり、また対象となる疾患・年齢も多様化している現状にある。本稿では神経難病に対する意義や役割、効果について報告し、患者の生活を再度見直すとともに、理学療法の在り方、役割を明確化していくことの重要性を再確認したい。

■心臓血管疾患患者に対する外来理学療法(櫻井繁樹論文)

心臓リハビリテーションは、医学的評価に基づいた運動処方(運動療法)・冠危険因子是正・患者教育・カウンセリングなどを用いて、多職種によって行われる包括的介入治療である。近年では、心臓リハビリテーションの心血管疾患に対する強力な発症・再発・悪化予防効果が注目されている。回復期から維持期の外来心臓リハビリテーションは心血管疾患治療を成功させるための要である。本稿では当院での取り組みについて概説する。

■外来呼吸リハビリテーションの実践(北川知佳, 他論文)

慢性呼吸器疾患に対する継続的な治療は不可欠であり、特に運動療法を中心とした呼吸リハビリテーションのニーズは高い。慢性呼吸器疾患患者は介護保険サービスにはあまり適応されないため、継続方法として外来リハビリテーションの役割は重要であり、増悪予防、入院期間の減少、受診回数の減少などの効果も報告されている。本稿では、外来における呼吸リハビリテーションの実践について報告する。

■地域診療所における運動発達障害の外来理学療法—公立診療所における実践報告(金城 歩論文)

運動発達障害患者に携わる理学療法士の割合は少ないが、必要不可欠な分野であり、「地域」という視点に立てば、遠方の理想郷よりも地域密着型の理学療法が展開されることが必要である。本稿では公立の地域診療所での実践を紹介しながら、患者のライフステージにおける連携の重要性やその保障の必要性、マンパワーの問題、提供する理学療法の質について検討した。